

豊明市公園用レンタル備品貸出要綱の運用指針

第4条について

- ・指定管理者が認める活動とは次に掲げる活動とする。
 1. 地域の交流を図る活動
 2. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 3. 社会教育の増進を図る活動
 4. まちづくりの推進を図る活動
 5. 観光の振興を図る活動
 6. 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 7. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 8. 環境の保全を図る活動
 9. 災害救援活動
 10. 地域安全活動
 11. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 12. 国際協力の活動
 13. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 14. 子どもの健全育成を図る活動
 15. 情報化社会の発展を図る活動
 16. 科学技術の振興を図る活動
 17. 経済活動の活性化を図る活動
 18. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 19. 消費者の保護を図る活動
 20. 上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ・1項4号に該当するものは、備品の使用を都市公園以外でも認めるものとする。ただし、市民協働課に提出された申請書に受付印または落選と記載されたものを提出すること。

第5条について

- ・第1項の様式第1号及び第2項の様式第2号は別紙のとおりとする。
- ・第2項の申請書の提出者が2以上あり、使用したい年月日と備品が重複している場合は、先着順とする。ただし、先の申請者が許可の取り消しもしくは辞退した場合は、次着の申請を繰り上げることができる。

第7条について

- ・許可を受けた使用者は、借受日に公園管理事務所に来所し、貸出許可書を提示の上、備品を受け取ること。備品の運搬は使用者の責任により行うこと。

第8条について

- ・借りた備品は貸出期間の末日までに公園管理事務所の所定の場所に、事務所開所時間内（午前8時30分から午後5時30分まで）に、整理整頓、清掃して返却すること。

この運用指針は、令和4年7月1日から施行する。

別紙

様式第1号（第5条関係）

公園用レンタル備品借用申請書

年 月 日

豊明墓地・都市公園パートナーズ 殿

住 所

申請者 団 体 名

代表者名

電話番号

公園用レンタル備品を下記のとおり使用したいので申請します。

なお、備品の使用にあたっては、豊明市公園用レンタル備品貸出要綱に定められた事項を遵守いたします。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 借用備品

品 名	数 量	備 考

4 借用期間

(借用予定) 年 月 日 () 時から

(返却予定) 年 月 日 () 時まで

5 使用責任者

(氏名)

(電話番号)

6 返却確認 (※豊明墓地・都市公園パートナーズが記入)

年 月 日 確認者

注意事項

- 貸出期間は、5日以内です。
- 数に限りがありますので、申し込みが重なった場合は申請順となります。
- 貸出料は無料ですが、乾電池等消耗品は使用者の負担となります。
- 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任とします。
- 備品の返却の際は、使用の際の汚れ等の除去をお願いします。
- 公園内での使用中は以下の公園ルールを守ってください。
 - ・公園内の施設を大切にしましょう。
 - ・公園内の動物、植物を大切にしましょう。
 - ・公園内での火気使用は原則禁止です。
 - ・ゴミは持ち帰りましょう。
 - ・犬などのフンは飼い主が責任をもって始末しましょう。
 - ・バイク、自転車、スケートボード等の乗り入れはしないようにしましょう。
 - ・決められたスポーツ施設以外での野球、サッカーなどはしないようにしましょう。
 - ・公園内でのゴルフは禁止です。
 - ・たき火、花火、爆竹はやめましょう。(手持ち花火のみ可)
 - ・早朝、深夜は静かにしましょう。
 - ・水辺に子供が近づかないよう注意しましょう。
 - ・外来の魚類等(ブラックバス、ブルーギル、ミドリガメ等)の放流は自然環境を乱します。やめましょう。
 - ・公園スタッフの指示には必ず従ってください。
 - ・上記に違反する行為を行った場合、返却いただく場合があります。
 - ・その他につきまして、市のホームページや公園の指定管理者のホームページでご確認ください。